

東部地域産業振興センター（仮称）整備設計業務 公募型プロポーザル参加資格申請について

東部地域産業振興センター（仮称）整備設計業務の公募型プロポーザル参加資格を得ようとする者の申請方法については、次のとおりとする。

1 業務概要

- (1) 業務名：東部地域産業振興センター（仮称）整備設計業務
- (2) 業務内容：東部地域産業振興センター（仮称）新築工事の基本設計
及び実施設計業務
- (3) 履行期間：契約日の翌日から令和7年8月末まで

2 参加資格申請書の提出

申請書の提出は以下による。

- (1) 提出書類
 - ①共同企業体参加資格審査申請書【様式4】
 - ②誓約書【様式5】
 - ③建築士事務所登録証明書の写し（代表者及び構成員）
 - ④建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し（代表者及び構成員）
 - ⑤共同企業体協定書の写し
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 令和5年11月10日（金）午後4時（必着）
- (4) 提出場所

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

山口県総務部管財課 施設マネジメント推進班（担当： こしも くぼかわ しおやま 小下、窪川、塩山）

電話：083-933-2216

- (5) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は事前に電話にて連絡すること。）

3 参加資格及びその審査

「東部地域産業振興センター（仮称）整備設計業務公募型プロポーザル実施に係る
手続開始の公告」（令和5年10月6日付け山口県知事）に示す「3参加資格」に
掲げる条件を満たさない者については、参加資格がないものとして扱う。

4 共同企業体の協定書

- (1) 構成員の分担分野が、業務の内容により、協定書において明らかであること。
- (2) 構成員において決定された代表者が、協定書において明らかであること。

5 資格の有効期間

共同企業体としての資格の有効期間は、協定書に定める存続期間が終了するまでとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

6 その他

(1) 作成上の留意事項

ア 「共同企業体協定書の写し」を添付すること。「共同企業体協定書」は別添参考様式により作成し、内容については共同企業体の実態に応じて適宜変更すること。なお、別添参考様式の第8条第2項の出資割合は、必ず記載すること。

イ 様式5の3(4)①欄の建築士事務所は、建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録について記載すること。また、記載した建築士事務所の「建築士事務所の登録証明書の写し（構成員分を含む。）」を添付すること。

ウ 様式5の3(4)②欄に記載した者の「建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し（構成員分を含む。）」を添付すること。

エ 参加表明書に既に添付した書類については、省略しても構わない。

(2) 当該業務に係る特定手続に参加するためには、参加資格条件を満たす者でなければならない。

(3) 申請書等の様式データは山口県総務部管財課ホームページで配布する。

(URL : <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/4/228962.html>)